

令和4年度国保「市町村標準保険料率」の仮算定結果について(概要)

令和3年12月
健康医療部健康推進室国民健康保険課

【算定結果概要（令和3年12月 仮係数）】

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.98%	32,842円	33,038円	63万円
後期分	2.72%	9,670円	9,728円	19万円
介護分	2.34%	17,247円	0円	17万円

(参考：令和3年度)

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.62%	30,640円	31,870円	63万円
後期分	2.73%	9,478円	9,858円	19万円
介護分	2.47%	18,213円	0円	17万円

【算定の前提】

- 国から示された仮係数に基づき、算出した令和4年度保険料率である。

【主な算定条件（概要）】

- 府内全体に必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）
介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金、特別調整交付金（子ども被保険者数及び経営努力分）、保険者努力支援制度（都道府県分）等を算入
(※保険者努力支援制度（市町村分）等は算入しない)

【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約179.5万人
※ 令和4年度における70歳以上被保険者数の減少（団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行）を踏まえて推計
- 算定上の1人当たり費用の増減要因
(増要因)
保険給付費の増（約9,800円）、前期高齢者交付金の減（約8,800円）
介護納付金の増（約3,000円）
(減要因)
療養給付費等負担金の増（約5,700円）、普通調整交付金の増（約3,900円）
都道府県繰入金の増（約1,800円）

【保険料抑制のための工夫】

- 過年度調整（令和2年度剰余金）の活用（約28億円）
- 都道府県の保険者努力支援制度交付額を活用（約34億円）
- 予防・健康づくり支援交付金（事業費連動分）獲得による調整財源活用（約12.4億円）

【参考】 <都道府県標準保険料率>

医療分		支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
9.08%	54,737円	2.76%	16,117円	2.37%	17,247円

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの（2方式（所得割、均等割）で算出）。